**平成３０年（フ）第３２号**
兵庫県加古川市米田町船頭537番地　船頭高層県住１―513号
破産者　藤崎　倫幸
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

**平成３０年（フ）第４０号**
兵庫県姫路市打越1339番地、従前の住所兵庫県姫路市御立西１丁目16番30号
破産者　中川　　治
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２９年（フ）第１４１号**
沖縄県沖縄市泡瀬２丁目49番６号、住民票上の住所沖縄県うるま市字宮里266番地２　303号室
破産者　仲宗根　守
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

**平成３０年（フ）第１６号**
北海道白老郡白老町字虎杖浜179番地７
破産者　髙橋　映子
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**平成２９年（フ）第７５号**
青森県上北郡七戸町字川去10番地７
破産者　新山　勝男
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

**平成２９年（フ）第７０号**
宮城県柴田郡柴田町大字船岡字新田57番地１
破産者　栗村有希子（旧姓清水）
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

**平成２９年（フ）第７１号**
宮城県柴田郡柴田町大字下名生字剣水88番地２
破産者　鈴木　勇人
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

**平成３０年（フ）第８号**
宮城県石巻市のぞみ野３丁目５番地２　市営新立野第一復興住宅Ｅ―304号、前住所宮城県石巻市桃生町永井字土手下240番地　仮設永井団地７－２号
破産者　高橋　雅枝（旧姓福澤）
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

**平成３０年（フ）第１５３号**
横浜市鶴見区下末吉４丁目22番７号　ジョイフル下末吉104号室
破産者　土田　勝弘
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成３０年（フ）第１９２号**
横浜市鶴見区生麦１丁目８番８―２号　カパルアガーデン生麦201
破産者　酒匂　義典
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成３０年（フ）第１９４号**
横浜市南区弘明寺町字北ノ前26番地
破産者　工藤　賢市
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成３０年（フ）第２８７号**
群馬県利根郡みなかみ町真庭182番地３
破産者　長岡　忠雄
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成３０年（フ）第６５号**
川崎市宮前区平１丁目１番29―203号
破産者　崎本　美咲（旧名崎本佳孝）
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２９年（フ）第９７号**
新潟県阿賀野市緑町２番48号
破産者　中村　月子
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

**平成３０年（フ）第２９号**
静岡県浜松市北区三ヶ日町大崎218番地の１
破産者　縣　　学
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２９年（フ）第３９号**
静岡県掛川市南２丁目11番６号　南ハイム103号室（旧住所　静岡県菊川市棚草29番地の７、静岡県菊川市丹野974番地の16、静岡県菊川市下平川1254番地　メゾンシャンティＢ―102）
破産者　仲川　恵里
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

**平成２９年（フ）第４０７号**
大津市南志賀２丁目13番１―Ａ103号、前住所大津市堅田１丁目４番17―203号、（事業所所在地）大津市衣川１―19―31
破産者　モトオート・ノリックこと　阿部　英典
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第３４１号**
京都府長岡京市野添１丁目17番28号　ＣＥＮＴ・ＲＩＶＥＲＨＯＵＳＥ　303
破産者　八木　尚之
1　決定年月日　平成30年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係